



## 不安や悩み… 気軽に相談を

市では、障害のある人やその家族からの相談を受け、助言などを行う障害者相談員が活躍しています。ひとりで悩まず、気軽に相談ください。

### ●身体障害に関する相談

○身体障害者相談員 (敬称略)

藤光 若生 (下伊田 ☎ 42-3411)

山本 律 (下伊田 ☎ 44-2908)

円垣内正巳 (下伊田緑町 ☎ 42-8360)

菅 操 (FAX 42-2000)

※ 高齢障害課の FAX を通じて相談

### ○聴力言語障害者生活相談員

西川 慧子 (FAX 42-2000)

※ 高齢障害課の FAX を通じて相談

### ○身障なんでも相談 (身体障害者団体連絡協議会)

とき：毎月第4日曜日 9時30分～12時30分

ところ：スマイルプラザ田川

### ○聴力言語障害生活相談

とき：毎月第2・第4水曜日 13時～16時

ところ：スマイルプラザ田川

### ●知的障害に関する相談

#### ○知的障害者相談員

※ 主に発達障害に関する相談に対応

牛島実基子 (奈良 ☎ 44-0394)

本永 澄子 (川宮 ☎ 42-5989)

### ●精神障害に関する相談

#### ○地域活動支援センター・相談支援事業 ゆう

(☎ 46-2678)

#### ○心の電話 - 筑豊 (☎ 0948-29-2500)

### ●障害全般に関する相談

#### ○田川市相談支援専門員

井上 美鈴 (☎ 45-1722)

## 精神障害のある人と接するとき 心掛けたいこと

まずは、疾患やそのつらさについて理解することが1番大切です。精神障害のある人がどんなことを苦しく感じるのか、日常生活でできないことは本人の気の持ちようではなく、病気の症状であることなど、正しく理解してもらえることが精神障害のある人にとって非常に心強いことです。

### 対応のポイント

- 黙って聴くことで、安心感を与られます。まずは、黙って相手の話に耳を傾けましょう。
- 対人関係が苦手なことが多いため、不安を感じさせないように、ゆっくり穏やかな口調で話しましょう。
- 話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、要点をまとめて話しましょう。
- ストレスを感じやすく、精神的に疲れやすいため、本人の調子を見ながら無理をさせないように気をつけましょう。
- 現実離れした話や、幻聴、妄想の訴えがある場合は、強く否定はせず、相づちを打つ程度に留めましょう。
- 対応で悩んだら、専門機関に相談しましょう。

※精神障害は、経過や症状によって個人差が大きく、ここで紹介している内容がすべてではありません。障害のある人への理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちを目指しましょう。



## 障害者福祉特集

# 誰もが暮らしやすい まちを目指して

私たちは、けがや病気や中途障害となった人や生まれつき身体や知能に障害がある人など、さまざまな障害のある人と生活しています。本市で暮らしている人のうち、障害者手帳を所持している人の数は、平成27年度末時点で、延べ4,145人、人口の約8.5%です。障害のある人もない人も、すべての人は個人として尊重されなければなりません。障害のある人に対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちを目指しましょう。今回は精神障害について紹介します。

## 精神障害ってどんな障害？

精神疾患のために、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことです。精神疾患の原因はまだ不明なものも多いですが、さまざまな社会生活上のストレスなどがきっかけとなって脳の一部の働きが妨げられるためと考えられています。本人の気の持ちようや、保護者の育て方が原因ではありません。ストレスの多い現代社会においては、誰でもかかる可能性がある疾患と言えます。外見からは分からず、周囲から理解されにくい障害です。継続した治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、多くの人は地域で安定した生活を過ごしています。

## 精神疾患にはどんなものがあるの？

そううつ病などの気分障害、統合失調症、アルコール・薬物依存症、不安障害などがあります。今回は、患者数の多い疾患である統合失調症について紹介します。

## 統合失調症とは…

考えがまとまりにくくなる疾患で、約100人に1人程度がかかるといわれています。この疾患の症状には以下のようなものがあります。

### 幻聴・妄想

他の人には聞こえていない声や音が聞こえたり、真実ではないことを信じ込んでしまったりすることがあります。ひとりごとが増えたり、実際にはなくても悪口を言われたと被害を訴えることがあります。

### 感情の障害

他人の感情や表情についての理解が苦手になり、相手の気持ちに気がつきにくかったり、誤解したりすることが増え、コミュニケーションが取りづらくなる場合があります。

### 意欲の障害

やる気が起きない状態が続き、横になって過ごすことが増え、入浴や洗面などの身の清潔が保てないといった状態になりやすくなります。

### 会話や行動の障害

話にまとまりがなくなる、作業のミスが増える、行動の効率が悪いなどといった状態になりやすくなります。

意欲や感情の障害は、幻聴や妄想と違ってわかりにくく、障害のある本人も説明しにくい症状です。周囲から「気配りに欠ける」「怠けている」などと誤解されることがあります。高血圧や糖尿病などの生活習慣病と同じように、長期にわたって治療を必要とする疾患です。早期発見・早期治療、周囲の人の協力と治療の継続が、症状をコントロールするために重要です。

## 「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しています。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

### 不当な差別的取扱いとは…

障害があるというだけで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。

【具体例】 障害を理由に入店を断る  
本人を無視し介助者のみに話しかけるなど

### 合理的配慮の提供とは…

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

【具体例】 段差に臨時スロープを用い移動を補助する  
聴覚障害のある人に手話や筆談を用いるなど

### 行政機関と民間事業者の違い

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国や市町村などの行政機関	【禁止】	【義務】 合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 社会福祉法人 などを含む	【禁止】	【努力義務】 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。